

2023（令和5）年6月26日 制度改正

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）の 支給要件を見直します

2023年6月26日以降に出向実施計画等を提出される事業主から適用されます

【新設】① 出向元事業主の雇用量要件の追加

これまでは出向先事業主にのみ雇用量要件を設けていましたが、**出向元事業主にも雇用量要件を設けました**。次の全てを満たす必要があります。

- ① 計画届の提出日の属する月の前年同月から前月までのいずれの月も新たに雇用保険被保険者となった者がいないこと及び当該出向計画届に記載された出向期間中を通じて新たに雇用保険被保険者となった者がいないこと
 - ② 計画届の提出日の属する月の前月の前年同月における月末現在の雇用保険被保険者数が、当該前年同月から前月までの各月と比較して、いずれの月も増加していないこと
 - ③ 当該事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上増加していないこと※
- ※中小企業主の場合は、10%を超えかつ4名以上増加していないこと

【改正】② 出向元事業主の生産量要件の変更

現行

原則、最近1か月間の値が前年同期に比べ5%以上減少していること



改正後

最近3か月間の月平均値が前年同期及び2019年同期に比べていずれも5%以上減少していること※

※生産量要件を比較する3か月間は、雇用保険の適用事業所で、この3か月間を通じて雇用保険被保険者がいる場合に要件を満たすこととなります。

【新設】③ 出向先事業主の事業所設立からの期間に関する要件の追加

支給対象となる出向先事業所の要件に、以下を追加します。

出向先事業所において、計画届の提出日時点で会社を設立した日の翌日から起算して**1年以上経過**していること※

※個人事業主の場合は、開業した日の翌日から起算して1年以上経過していること

なお、次の変更届や延長届を提出する場合、改めて上記の①雇用量要件、②生産量要件及び③事業所設立からの期間に関する要件について、審査を行います。

【変更届】出向期間の延長等により、**審査対象期間**(※)超える変更を行う場合

(※) 審査対象期間：出向開始日が計画届の提出日から起算して3か月以内の労働者のうち、出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して12か月

【延長届】延長届の提出日の属する月において、計画届または延長届を提出し、雇用指標と生産指標の状況に関する書類を添付していない場合

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。



お問い合わせ先